

共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)  
の一元化に伴う事業所の事務手続き等について

第1章 障害者総合支援法と福岡市条例について .....	P1
第2章 共同生活介護と共同生活援助の一元化について .....	P3
第3章 事業所指定に係る手続きについて .....	P5
第4章 事業所指定に係る経過措置について .....	P8
第5章 報酬関係に係る手続きについて .....	P9
第6章 その他(定款の変更, 様式等の変更) .....	P10
第7章 利用者の支給決定等について .....	P11

## 第1章 障害者総合支援法と福岡市条例について

### ○障害者総合支援法の改正の概要

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）が公布され、整備法第1条において平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、整備法第2条において平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが実施されることとなります。

整備法第1条において、平成25年4月より次の内容について施行されています。

- ①「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする
- ②障害者基本法を踏まえた基本理念の創設
- ③障がい者の範囲に難病等を追加
- ④地域生活支援事業の追加

整備法第2条において、障害者総合支援法の平成26年4月施行の規定があり、次の内容について変更されることとなります。

- ①障害程度区分から障害支援区分への変更
- ②重度訪問介護の対象拡大（重度の知的・精神障がい者を追加）
- ③共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化
- ④地域移行支援の対象者拡大

○福岡市条例について（障がい福祉サービス事業等関係）

これまで地方公共団体の自治事務について厚生労働省令により事務の実施やその方法について全国一律の基準が定められていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号ほか。以下「地域主権改革一括法」という。）が施行されたことに伴い、条例制定権の拡大等が行われたため、省令により定められていた指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を、本市条例で定めることとなりました。

次の関係条例が制定され、平成25年4月1日より施行されています。

- ①福岡市指定障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第57号）
- ②福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第58号）
- ③福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- ④福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- ⑤福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）
- ⑥福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第62号）

障害者総合支援法の改正に伴い、次の条例が改正され平成26年4月1日より施行されます。

- ①福岡市指定障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第57号）
- ②福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第58号）
- ③福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- ④福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第62号）

## 第2章 共同生活介護と共同生活援助の一元化について

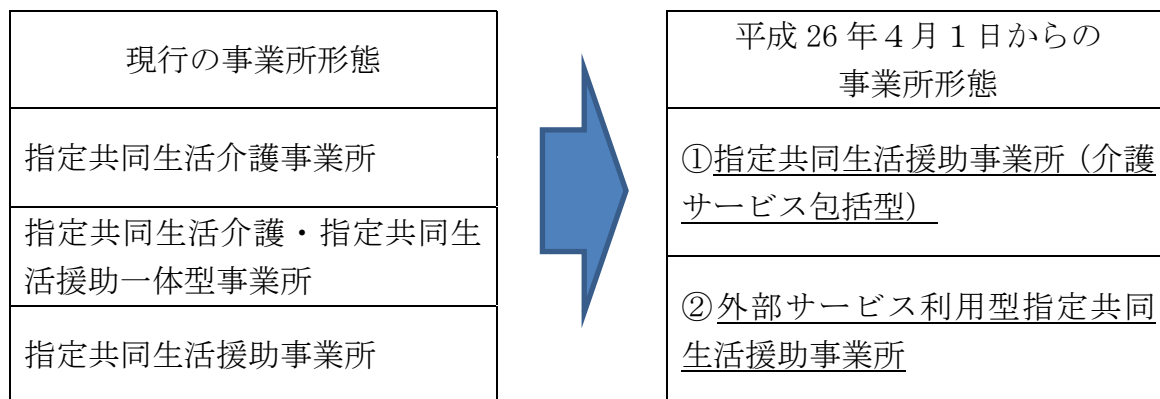
### ○概要

障がい者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、障害者総合支援法の改正により、平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されます。

一元化に当たっては、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の指定居宅介護事業所と連携すること等により介護サービスを提供する『外部サービス利用型共同生活援助』が新たに創設されます。

また、地域生活への移行を目指している障がい者や現にグループホームを利用している障がい者の中には単身での生活を望む者もあり、1人暮らしに近い形態の『サテライト型住居』が新たに創設されます。

### ○一元化後の事業所形態



一元化後の共同生活援助事業所で提供する支援を「基本サービス（日常生活上の援助、個別支援計画の作成等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、

- ・グループホーム事業者が自ら行う現行のケアホーム型（「介護サービス包括型」（上図①のイメージ）
- ・グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみ行い、外部の指定居宅介護事業所に委託する「外部サービス利用型」（上図②のイメージ）

のいずれかの形態を選択できることとなります。

○サテライト型住居について

『サテライト型住居』とは、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態の住居のことをいいます。

サテライト型住居の利用対象者については、グループホームの支給決定を受けた者のうち、早期に单身等の生活が可能であると認められる者が基本となり、一定の利用制限を設けて、効果的・効率的な支援を行います。

サテライト型住居を設置する場合の設備等の基準については、下表によるものとします。

	本体住居	<u>サテライト型住居</u>
共同生活住居の入居定員	原則2人以上10人以下	<u>1人</u>
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	<u>本体住居の設備を利用</u>
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で必要な設備</li> <li>・<u>サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器（携帯電話可）</u></li> </ul>	
居室の面積	<u>収納設備を除き 7.43 m<sup>2</sup></u>	

### 第3章 事業所指定にかかる手続きについて

#### ○基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。）附則第3条により、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされます。（以下「みなし事業所」という。）

※ なお、福岡市指定障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の改正条例（以下「福岡市改正基準条例」という。）においても、整備省令附則第3条と同様の経過措置規定を設けています。

平成26年4月1日時点の事業所種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
指定共同生活介護・指定共同生活援助一体型事業所	指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）

#### ○みなし事業所に係る手続きについて

みなし事業所に該当する場合は、事業所からの指定申請手続きは不要ですが、変更届出（以下に記載）が必要となります。

利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第46条に基づき、**運営規程等の変更について平成26年4月11日までに届け出てください。**

○みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

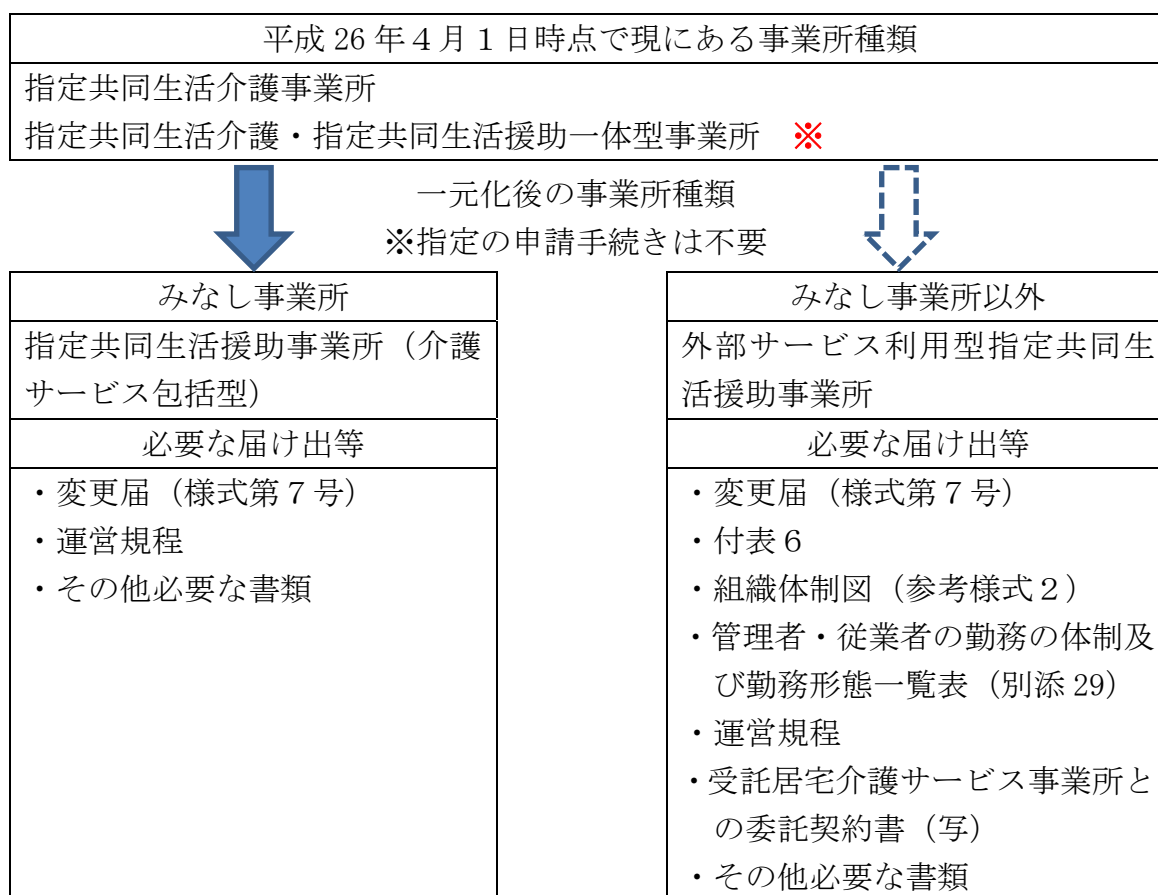
みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合においても、事業所からの指定申請手続きは不要ですが、変更届出（以下に記載）が必要となります。

運営規程に定める重要事項のうち、少なくとも

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 受託居宅介護サービス事業所及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第46条に基づき、変更の日から10日以内に届け出てください。（※事前協議要）

○まとめ



※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）に移行するものであるため、指定共同生活介護・指定共同生活援助一体型事業所については、現に指定を受けている共同生活援助事業の廃止を平成 26 年 3 月 31 日までに届け出る必要があります。

平成 26 年 4 月 1 日時点で現にある事業所種類
指定共同生活援助事業所



一元化後の事業所種類  
 ※指定の申請手続きは不要



みなし事業所
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
必要な届け出等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届（様式第 7 号）</li> <li>・運営規程</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul> <p>※（受託居宅介護サービスの提供を開始する場合は、）受託居宅介護サービス事業所との委託契約書（写）</p>

みなし事業所以外
指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）
必要な届け出等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届（様式第 7 号）</li> <li>・付表 6</li> <li>・組織体制図（参考様式 2）</li> <li>・管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添 29）</li> <li>・運営規程</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul>



## 第4章 事業所指定に係る経過措置について

○整備省令附則第3条による経過措置（事業所指定関係）（第3章参照）

○整備省令附則第4条による経過措置（人員に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で6：1以上としているところではありますが、平成26年4月1日において現に存する指定共同生活援助事業所が整備省令附則第3条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で10：1以上としています。

○整備省令附則第5条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要がありますが、整備省令附則第3条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、平成26年4月1日以降最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとしています。

※ なお、福岡市改正基準条例においても、整備省令附則第3条、第4条及び第5条関係と同様の経過措置規定を設けています。

## 第5章 報酬関係にかかる手続きについて

### ○見直しが検討されている加算について

平成26年1月27日に公示された厚生労働省所管のパブリックコメント（平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見の募集について）において、以下の加算の見直しが検討されています。

- ① 日中支援加算
- ② 夜間支援体制加算
- ③ 医療連携体制加算
- ④ 自立生活支援加算

### ○平成26年4月から算定する加算の届け出時期について

平成26年4月から加算を算定する場合は原則平成26年3月15日までに届け出をする必要がありますが、見直しが検討されている加算を平成26年4月から算定する場合の届け出時期については、平成26年4月30日までとします。

## 第6章 その他

### ○定款の変更について

定款に「共同生活介護」の名称のみを用いている場合は、平成26年4月1日以降については、「共同生活援助」へ変更する必要がありますので、速やかに定款変更の手続きをお願いします。

(変更前) 定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため…次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく共同生活介護事業

(変更後) 定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため…次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく共同生活介護事業共同生活援助事業

ただし、「共同生活介護」、「共同生活援助」のいずれの記載もある場合は、次回の定款変更の際に「共同生活介護」を削除してください。

(変更前) 定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため…次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業
2. 障害者総合支援法に基づく共同生活介護事業

(変更後) 定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため…次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業
2. 障害者総合支援法に基づく共同生活介護事業

また、「共同生活介護」の名称を使わず、「障害福祉サービス事業」という表記であれば、定款変更の必要はありません。

### ○様式等の変更について

現在、福岡市HPで掲載している様式等については、平成26年4月1日以降に更新予定ですので、平成26年度以降の届出については、更新後の様式を使用してください。

#### 【様式の掲載予定ページ】

福岡市HPトップページ > くらし・手続き・環境 > 福祉・障がい者・戦没者遺族等への援護 > 指定障がい福祉サービス等事業者関係 > 2 指定関係 (指定障がい福祉サービス事業者等)

## 第7章 利用者の支給決定等について

### ○障害者総合支援法の平成26年4月施行に伴う取扱い

#### (1) 共同生活介護（ケアホーム）利用者

##### ① 平成26年3月末で支給決定有効期間が満了する場合

平成26年4月からは、共同生活援助の申請が必要となりますが、既に共同生活介護の更新手続きを行った方については、共同生活援助の支給決定が必要となります。すでに、共同生活介護の支給決定で受給者証を交付している場合は、担当の区よりご連絡いたします。

##### ② 平成26年4月以降に支給決定有効期間が満了する場合

障害者総合支援法附則の規定により、共同生活援助の支給決定を受けたものとみなされるため、手続きは不要です。現在交付している受給者証は支給決定有効期間満了まで引き続き利用できます。更新時には、共同生活援助の申請が必要となります。

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）利用者

障害者総合支援法施行に伴う手続きは不要です。現在交付している受給者証は支給決定有効期間満了まで引き続き利用できます。

### ○外部サービス利用型グループホームにおける受託居宅介護サービスの取扱い

外部サービス利用型グループホームにおいて、受託居宅介護サービスを利用する場合、利用者はグループホームの支給決定に加え、受託居宅介護サービスの支給決定を受ける必要があります。

#### ※参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（案）

障害支援区分	支給標準時間
区分2	150分／月
区分3	600分／月
区分4	900分／月
区分5	1300分／月
区分6	1900分／月